

お客様各位

平成27年1月1日

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

私は、今年で4回目の年男を迎え、これからも気持ちは若く持ち、頑張っていきたいと思います。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成27年度税制改正の概要
3. 今月のコラム～マイナンバーが動き出します

1. 今月の事務

1月は月末にかけて期限が到来する沢山の事務があります。

①法定調書の作成と提出

「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、各種法定調書の提出です。今年は1月末日が土曜日のため、提出期限は2月2日となります。

源泉徴収票は、1通を必ず社員本人に交付し、この源泉徴収票には1年間の給与の収入金額と所得税の年税額が記載されていることから、ほかに所得のない給与所得者にとっては、所得税の確定申告書に準ずるものと考えて下さい。

また、平成26年中の給与等の金額が150万円を超える役員あるいは役員であった者や、500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出します。

そして、給与支払報告書は、複写分とあわせて2通とも、各人の平成27年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。これは、平成26年中に退職して給与が30万円を超える者も対象です。

更に、忘れがちなのが不動産の売買や賃貸借をしている場合にはその支払関係を記した法定調書も必要になります。

上記の法定調書を作成しましたら、それらを「給与所得の源泉徴収票合計表」にまとめて、これも2月2日までに税務署に提出します。

②償却資産税申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税で、このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産税申告書に基づいて課税され、申告書用紙は、平成26年中に各市町村から送られてきます。

償却資産に異動があれば必ず記入して下さい。仮に26年中に除却した償却資産があっても、償却資産申告書に除却と記入しなければ、今年も償却資産税が課税されますので。

提出期限は自治体によって1月中旬あたりにしていることがありますので、注意が必要です。

③年末調整の仕上げ

昨年末の年末調整業務の仕上げが1月に残っています。

まず、年末調整による過不足額を精算した後の金額で納付税額を計算し、それを基に納付書を作成します。会社によっては、納期特例として半年分を納付する場合があります、その納付期限は1月20日です。

そして、年末調整の際、生命保険料や地震保険料の払込証明書、住宅借入金特別控除証明書など、各種控除に必要な証明書類を提出しなかった社員がいる場合は、これらの証明書類が提出されないで各種

控除が受けられませんので、改めて提出を促して下さい。

2. 平成27年度税制改正の概要

昨年の暮れも押し迫った12月30日に与党から平成27年度税制改正大綱が発表されました。総選挙が同月に行われた関係もあり、内容的には小粒な印象を受けますが、その概要をまとめました。

<法人課税>

大企業の法人税実効税率を20%台に下げるという選挙の公約実現のため、平成27年度は2.51%、平成28年度は0.78%以上と2年掛けて3.29%以上の引き下げを予定しています。

その減税の代替財源として、給与等を課税ベースとする事業税外形標準課税を強化します。かたや企業に対して賃上げを要請しておきながら、税制改正で給与への課税を増やしてどうするのかと思うところですが、実際には、賃金を上げた企業に対する優遇措置として、平成24年度と比較して3%以上の賃上げを行った場合には賃上げ部分を課税対象から外すことを検討しています。

更に、過去に計上した欠損金の利用制限が強化され、現行では黒字の80%までという制限を平成27年度には65%、平成29年度には50%に引き下げた上で、繰越期間を9年から10年に延ばします。

不振の赤字大企業の負担が増え、競争力の高い黒字大企業の負担を減らす格好になります。

税制は公平・簡素・中立を柱としますが、この場合の中立とは減税があればその代替策として増税があると解釈するのでしょうか。

なお、中小企業に対しては現行通り事業税外形標準課税は当面適用せず、更に、所得800万円以下に対する15%の軽減税率を平成28年まで延長する方針です。

<個人課税>

個人の贈与税では、昨年の消費税引き上げに伴う住宅需要減少対策として住宅取得資金贈与の拡充があります。

現在の住宅取得に係る贈与税の非課税限度額は一般住宅が500万円、省エネ住宅1千万円ですが、平成27年からは省エネ住宅を1,500万円に引き上げ、更に消費税引き上げに伴う駆け込み需要のピークが終わる平成28年10月からは過去最大の3千万円に拡大予定です。

更に、高齢世代から子や孫に対する贈与が進むよう、従来の教育資金のための1,500万円までの贈与非課税制度が平成29年3月末まで延長された上、新たに、「結婚」、「出産」及び「子育て」のために1千万円までの贈与が非課税となる制度が示されました。これは教育資金贈与制度と同じく、信託銀行などに専用口座を作り、対象となる支出の領収書を持参するなど要件は同様ですが、対象となる支出が制限されるなど、少し使いにくい感があります。

<その他>

昨年中に議論のあった配偶者控除の見直しは見送られ、消費税の軽減税率は平成29年度での導入を目指すことが明確にされました。

なお、個人課税では相続税の基礎控除の引き下げなどの課税強化は平成27年1月1日の相続から適用されます。

今後、国会で審議して最終決定となりますので、動向を順次お知らせしていきます。

3. 今月のコラム～マイナンバーが動き出します

いよいよ今年からマイナンバーが動きだします。

平成27年10月から法人及び個人に対してマイナンバーが通知され、翌28年1月から利用開始されます。所得税の確定申告は平成28年分（平成29年3月申告）から、法人税では3月決算法人の場合、平成29年3月期の申告から申告書等に法人及び個人のマイナンバーの記載が必要になります。

まだ1年以上の猶予があるように思えるのですが、法定調書は平成28年1月以降の金銭等の支払に係るものからマイナンバーを記載する必要があり、源泉徴収義務者である法人は、法定調書に記載するために平成27年分の給与や報酬・料金等の支払先からマイナンバーの提供を受けなければいけません。つまり、来年の年末調整には本人及び扶養親族のマイナンバーを入手する必要があります。

税務申告の他に、社会保険にも適用が予定されております。そのため、将来的には所得税及び社会保険における扶養判定が自動的に行われ、その結果、扶養から外されることがあるかもしれません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>